

海外渡航者新型コロナウイルス検査センター運営事業

令和4年度概算要求額 6.4億円（6.5億円）

※うち、6.4億円はデジタル庁計上

事業の内容

事業目的・概要

- 国際的な人の往来が段階的に再開される中、多くの国が外国人の入国や入国後の隔離免除のため、出国前の検査証明を要求しています（国ごとに条件は多様）。
- そのため経済界からの要望も踏まえ、海外渡航者等の円滑な検査受検や証明取得を支援する「海外渡航者新型コロナウイルス検査センター（TeCOT）」の運営を開始しています。
- 今後も、多くの国が入国の際の検査証明を要求することが想定され、経済界からも引き続き出入国時に必要な検査体制の充実や、検査証明のデジタル化等が求められていることから、経済産業省は、厚生労働省と連携し、海外渡航者新型コロナウイルス検査センター（TeCOT）運営事業を実施していくこととします。

成果目標

- 海外渡航者等に対し、渡航先国から求められる検査を適切に受検できる機会を提供することで、国際的な人の往来の再開を後押しし、我が国への投資促進及び我が国企業の海外事業活動の拡大を支援します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

（1）海外渡航者等向けの新型コロナウイルス検査・予約等システム・アプリの運用

- 令和2年度より、新型コロナウイルス感染症の検査が可能な体制を整えている医療機関の検索、適切な医療機関への予約申請、検査のデジタル証明等ができるシステム・アプリの構築・運用を行っているところ、引き続き、当該システム・アプリの運用・改修等を行う。

（2）海外渡航者新型コロナウイルス検査センターの運営に係る事務

- 上記システム・アプリの運用を含め、TeCOTに係る運營業務を行う。
- 具体的には、システム・アプリの運用改善提案（企画調整）、制度運営関連業務（規程類の整備やセキュリティ確保）、ユーザー（海外渡航者等、医療機関）への広報活動、各種問い合わせ、トラブルへの対応（コールセンター等）、渡航先国に提出する登録医療機関・旅行業者等のリスト管理業務、渡航先国への渡航情報の収集・情報提供業務等。

海外渡航者新型コロナウイルス検査センター（TeCOT）の機能



求められる条件は渡航先で異なる

- 世界140カ国程度において、外国人等※が入国する際に（出国前に受検した）PCR検査証明を要求。
- ※（日本からの帰国の際に）自国民に対し検査証明を要求する国も多い。
- 渡航先によっては、検体採取方法や検査手法が限定されたり、抗体検査結果が追加に必要なケースも存在。
- （参考）日本：PCR検査又は抗原定量検査（72h以内）